

「振込規定」変更新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

新	旧
<p>1.                      〵 (省 略)                      5.                      6. (取引内容の照会等)                      (1)                      〵 (省 略)                      (2)  <u>(削 除)</u></p> <p>7. (依頼内容の変更)                      (1) (省 略)                      ① 訂正の依頼にあたっては、当組合所定の<u>振込金組戻・訂正依頼書</u>に記名押印のうえ、振込資金受取書等とともに提出してください。この場合、当組合所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。                      ② 当組合は、<u>振込金組戻・訂正依頼書</u>に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。                      (2)                      〵 (省 略)                      (3)</p> <p>8. (組戻し)                      (1) (省 略)                      ① 組戻しの依頼にあたっては、当組合所定の<u>振込金組戻・訂正依頼書</u>に記名押印のうえ、振込資金受取書等とともに提出してください。この場合、当組合所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。                      ② 当組合は、<u>振込金組戻・訂正依頼書</u>に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。                      ③ 組戻しされた振込資金は、<u>振込金組戻・訂正依頼書</u>に指定された方法により返却します。                      現金または自己宛小切手で返却を受けるときは、当組合所定の受取書に記名押</p>	<p>1.                      〵 (同 左)                      5.                      6. (取引内容の照会等)                      (1)                      〵 (同 左)                      (2)  <u>(3) 入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、すみやかに通知しますので、下記8. に規定する組戻しの手続きに準じて、振込資金の受領等の手続きをとってください。</u></p> <p>7. (依頼内容の変更)                      (1) (同 左)                      ① 訂正の依頼にあたっては、当組合所定の訂正依頼書に記名押印のうえ、振込資金受取書等とともに提出してください。この場合、当組合所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。                      ② 当組合は、訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。                      (2)                      〵 (同 左)                      (3)</p> <p>8. (組戻し)                      (1) (同 左)                      ① 組戻しの依頼にあたっては、当組合所定の<u>組戻依頼書</u>に記名押印のうえ、振込資金受取書等とともに提出してください。この場合、当組合所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。                      ② 当組合は、<u>組戻依頼書</u>に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。                      ③ 組戻しされた振込資金は、<u>組戻依頼書</u>に指定された方法により返却します。                      現金または自己宛小切手で返却を受けるときは、当組合所定の受取書に記名押印のうえ提出してください。この場合、</p>

新	旧
<p>印のうえ、振込資金受取書等とともに提出してください。この場合、当組合所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。</p> <p>(2)  (3)</p> <p>(省 略)</p>	<p>当組合所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。</p> <p>(2)  (3)</p> <p>(同 左)</p>
<p><u>9. (振込資金の返却)</u></p> <p><u>(1) 入金口座なしもしくは受取人名相違等の事由により、受取人の貯金口座に入金できなかった場合には、すみやかに連絡しますので、上記8. に規定する組戻しの手続に準じて、振込資金の受領等の手続をとってください。</u></p> <p><u>(2) 上記(1)にかかわらず、振込機による貯金口座からの振替による振込の場合は、振込金組戻・訂正依頼書の提出を受けることなく、振替元口座へ返金するための手続をとります。</u></p>	<p><u>(追 加)</u></p>
<p><u>10. (通知・照会の連絡先)</u>  (省 略)</p>	<p><u>9. (通知・照会の連絡先)</u>  (同 左)</p>
<p><u>11. (手数料)</u></p> <p>(1)  (3)</p> <p>(省 略)</p> <p><u>(4) 貯金口座から振替えた振込資金が入金口座なし等の事由により返却された場合、振込手数料は返却いたしません。</u></p> <p><u>(5) この取引について、特別の依頼により要した費用は、別途にいただきます。</u></p> <p><u>(6) 手数料は、当組合所定の貯金規定およびカード規定等にかかわらず、通帳、払戻請求書、カードまたは小切手の提出なしに、依頼人が当組合に保有する貯金口座から自動的に引落すことが出来るものとします。</u></p>	<p><u>10. (手数料)</u></p> <p>(1)  (3)</p> <p>(同 左)</p> <p><u>(追 加)</u></p>
<p><u>12. (災害等による免責)</u>  (省 略)</p>	<p><u>11. (災害等による免責)</u>  (同 左)</p>
<p><u>13. (譲渡、質入れの禁止)</u>  (省 略)</p>	<p><u>12. (譲渡、質入れの禁止)</u>  (同 左)</p>
<p><u>14. (貯金規定等の適用)</u>  振込資金等を貯金口座から振替えて振込の依頼をする場合における貯金の払戻しについては、関係する貯金規定およびカード規定等により取扱います。</p>	<p><u>13. (貯金規定等の適用)</u>  振込資金等を貯金口座から振替えて振込の依頼をする場合における貯金の払戻しについては、関係する貯金規定およびカード・<u>ICカード規定兼ローンカード規定</u>により取扱い</p>

新	旧
<p>15. <u>(規定の変更等)</u></p> <p><u>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>(2) 上記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上 <u>(平成29年12月29日現在)</u></p>	<p>ます。</p> <p style="text-align: center;"><u>(追 加)</u></p> <p style="text-align: right;">以 上 <u>(平成25年3月1日現在)</u></p>